

令和2年度会津若松コンベンション開催支援事業等助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 一般財団法人会津若松観光ビューロー（以下「ビューロー」という。）は会津若松市内の観光振興と地域の活性化を図るため、この要綱の定めるところにより、予算の範囲内で、会津若松市内でコンベンション等を開催する主催団体（以下「事業者」という。）に対し開催等の助成金（以下「助成金」という。）を交付する。

(定義)

第2条 この要綱においてコンベンションとは「会議」・「大会」・「スポーツ競技大会」・「コンクール」・「産業見本市」等の催しをいう。

(助成金の対象及び額)

第3条

(ア) コンベンションの開催にあたり「コンベンション開催支援事業」の対象となる要件は「別表1」の通りとする。また助成金の額は「別表2」に掲げる経費に対し「別表3」の上限額の範囲においてビューローが決定し事業者へ交付する。

(イ) コンベンションの開催にあたり「その他の支援事業」の対象となる要件及び助成金の額は「別表4」の通りとし、上限額の範囲においてビューローが決定し事業者へ交付する。

(ウ) コンベンションの開催にあたり「エクスカーション助成」の対象となる要件及び助成金の額は「別表5」の通りとし、上限額の範囲においてビューローが決定し事業者へ交付する。

(助成金の申請)

第4条

(ア) コンベンションの開催にあたり「コンベンション開催支援事業」の交付を受けようとする事業者は、「コンベンション開催支援事業助成金交付申請書」（様式第1号）に以下の書類を添えて、開催日の1ヶ月前までにビューローに提出しなければならない。

- ① 事業計画書（別紙「1」）
- ② 収支予算書（別紙「2」）
- ③ その他ビューローが必要と認める書類

(イ) コンベンションの開催にあたり「その他の支援事業」を受けようとする事業者は「その他の支援事業助成金等交付申請書」（様式第2号）に以下の書類を添えて開催日の1ヶ月前までにビューローに提出しなければならない。

- ① 「その他の支援事業」申込書（別紙「3」）

(ウ) コンベンションの開催にあたり「エクスカーション助成」を受けようとする事業者

は「エクスカーション助成金交付申請書」（様式第3号）を開催日の1ヶ月前までにビューローに提出しなければならない。

（補助金の交付決定）

第5条 ビューローは前条の申請書の内容を審査し、適当と認めたときは助成金の交付を決定し、「会津若松コンベンション開催支援事業等助成金交付（決定）通知書」により事業者へ通知するものとする。

（変更等の承認申請）

第6条 「第4条」において申請した事業者で変更等の承認を受けようとするときは、「会津若松コンベンション開催支援事業等助成金変更（中止・廃止）承認申請書」（様式第4号）をビューローに提出しなければならない。また、変更の承認を得なければならない内容は以下の通りとする。

- ① 事業者を変更するとき。
- ② 「別表1」の該当要件に該当しなくなるとき。
- ③ 助成金額の上限額が変更となるとき。
- ④ 第2条の規定に該当しなくなるとき。

（完了実績報告）

第7条

（ア）「コンベンション開催支援事業」の交付決定を受けた事業者で当該事業が完了した事業者は、下記に掲げる書類を添えて、「コンベンション開催支援事業完了実績報告書」（様式第5号）をビューローに提出しなければならない。

- ① 事業実績書（別紙「4」）
- ② 収支決算書（別紙「5」）（助成金額以上の領収書の写しが必要となります）
- ③ 宿泊者名簿（別紙「6」）
- ④ その他ビューローが必要と認める書類

（イ）「その他の支援事業」及び「エクスカーション助成」の交付決定を受けた事業者で当該事業が完了した事業者は、「その他の支援事業」及び「エクスカーション助成」事業完了実績報告書（様式第6号）をビューローに提出しなければならない。また、「エクスカーション助成」の交付決定を受けた事業者は以下に掲げる書類を添付しなければならない。

- ① エクスカーション助成に伴う利用証明書（交通事業者）（様式第7号）
- ② エクスカーション助成に伴う観光有料入場施設等利用証明書（様式第7-1号）

（助成金額の確定）

第8条 ビューローは前条の完了実績報告を受けたときは、それを審査し助成金の交付の決定の内容及びこれに付した要件に適合していると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し「会津若松コンベンション開催支援事業等助成金交付（確定）通知書」にて事業者へ通知するものとする。

(助成金の請求)

第9条 前条の規定により額の確定を受けた事業者は、「会津若松コンベンション開催支援事業等助成金交付請求書」(様式第8号)によりビューローに請求するものとする。

(助成金の交付)

第10条 ビューローは前条の請求に基づき助成金を交付するものとする。

(助成金の返還)

第11条 ビューローは助成金の交付を受けた事業者が、交付申請及び完了実績等に虚偽の記載をしたときや、「別表 1」の要件に反した場合は、助成金の決定を取り消し、既に交付した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項はビューローが定める。

附則

この要綱は令和2年4月1日より施行する。

【資料】

「別表 1」

「コンベンション開催支援事業」	
◆該当要件◆以下のすべての要件に該当するものを助成対象とします。	
①	東北大会相当のコンベンションで、会津若松市内を会場とすること。
②	会津若松市内で延べ宿泊者数 50 名以上のコンベンションであること。
③	国又は地方公共団体の主催事業でないこと。
④	開催順序があらかじめ定められており本市の開催順となり、開催されるものでないこと。
⑤	会津若松市が別途補助金や交付金を交付する事業でないこと。
⑥	会津若松市の産業振興、学術、芸術、文化、スポーツの向上に資するものであること。
⑦	政治活動、宗教活動でないこと。
⑧	公序良俗に反するもの、反社会的勢力に関係したものでないこと。
⑨	販売会、商談会及びプロスポーツ、コンサートなど不特定多数の参加者から入場料を徴収する興業等でないもの。
⑩	助成金の交付は、同一助成対象者につき当該年度 1 回とする。

「別表 2」

「コンベンション開催支援事業」	
◆対象助成経費◆	
施設使用料	
印刷製本費	
運営委託費	
報償費（講師等への謝礼）	
諸経費（通信費、運搬費、消耗品費）	
広告宣伝費（ポスター、チラシ、新聞、雑誌、テレビ、ラジオ）	

「別表 3」

「コンベンション開催支援事業」									
◆助成金の額◆（上限額）									
	<table border="1"><thead><tr><th>宿泊者人数</th><th>助成金額</th></tr></thead><tbody><tr><td>50 名以上 149 名まで</td><td>100,000 円</td></tr><tr><td>150 名以上 249 名まで</td><td>200,000 円</td></tr><tr><td>250 名以上</td><td>300,000 円</td></tr></tbody></table>	宿泊者人数	助成金額	50 名以上 149 名まで	100,000 円	150 名以上 249 名まで	200,000 円	250 名以上	300,000 円
宿泊者人数	助成金額								
50 名以上 149 名まで	100,000 円								
150 名以上 249 名まで	200,000 円								
250 名以上	300,000 円								

「別表 4」

「その他の支援事業」	
◆アトラクション助成金（会津の郷土芸能開催補助）◆	
該当要件	<p>助成金の対象コンベンションの主催者によって企画され、会議、交流会等の会場において会津の郷土芸能を実施する際に助成を行う。</p> <p>*対象となる「会津の郷土芸能」は以下の通り。</p> <p><input type="checkbox"/>東山芸妓舞踊等披露 <input type="checkbox"/>会津彼岸獅子披露 <input type="checkbox"/>日本舞踊披露（白虎隊・娘子軍・荒城の月等会津にゆかりのある舞踊）<input type="checkbox"/>その他ビューローが認めるもの</p>
助成金額	提出書類など
<p>上限 20,000 円</p> <p>（出演料の 1/2 以内）</p>	<p>完了実績報告書提出時には、開催状況がわかる資料（写真等）と領収書の写しが必要となります。</p>
◆歓迎看板等作成助成金◆	
該当要件	<p>助成金の対象コンベンションの主催者によって作成される歓迎看板等について助成を行います。</p> <p>・看板タイプ ・横断幕タイプ ・その他</p> <p>*会場周辺（内部含む）で掲示される看板等で「のぼり旗」を含みます。</p>
助成金額	提出書類など
<p>上限 20,000 円</p> <p>（作成費の 1/2 以内）</p>	<p>完了実績報告書提出時には開催状況がわかる資料（写真等）と領収書の写しが必要となります。</p>
◆コンベンションバッグ提供事業◆	
該当要件	<p>「別表 1」の助成要件を満たすことが条件となります。</p> <p>作成部数により限りがあります。</p>

*「別表 3」及び「別表 4」に該当する助成金は、予算額に到達次第終了となります。

「別表 5」

エクスカーション助成	
*会津若松市以外で開催したコンベンションも対象となります。	
<p>該当要件 * (エクスカーション助成対象となるコンベンションの要件)</p>	<p>① 東北大会相当のコンベンションであること。 ② 国又は地方公共団体の主催事業でないこと。 ③ 会津若松市が別途補助金や交付金を交付する事業でないこと。 ④ 政治活動、宗教活動でないこと。 ⑤ 公序良俗に反するもの、反社会的勢力に関係したものでないこと。 ⑥ 販売会、商談会及びプロスポーツ、コンサート等の不特定多数の参加者から入場料を徴収する興業等でないもの。</p> <p>以上の要件を全て満たし且つ、25名以上のコンベンションの参加者に対して周知され、実施される観光、視察のうち、会津若松市内において1日以上の間で行われるものに対して、バス利用の助成を行う。(バス台数に関係なく助成を行います)</p> <p>*会津若松市誘客助成金事業との併用はできません。</p>
該当条件	<p>*25名以上で会津若松市内の観光有料入場施設等を1箇所以上利用すること。 *該当する「観光有料入場施設等」は「別表 6」を参照ください。</p>
助成金額	バス会社の種別
<p>上限 50,000 円 (バス借り上げ料の 1/2 以内)</p>	一般財団法人会津若松観光ビューローの賛助会員事業者
<p>上限 30,000 円 (バス借り上げ料の 1/2 以内)</p>	一般財団法人会津若松観光ビューローの非賛助会員事業者
その他	<p>完了事業実績報告時には以下の「証明書」が必要となります。 ①エクスカーション助成に伴う利用証明書 (交通事業者) (様式第 7 号) ②エクスカーション助成に伴う観光有料入場施設等利用証明書 (様式第 7-1 号)</p>

「別表 6」

エクスカーション助成に伴う観光有料入場施設等一覧

No.	対象施設	備考
1	会津武家屋敷	
2	会津村	
3	会津新選組記念館	
4	会津藩校日新館	
5	飯盛山スロープコンベア	
6	会津松平氏庭園御薬園	
7	さざえ堂	
8	茶室麟閣	
9	鶴ヶ城天守閣	
10	鶴乃江酒造	
11	白虎隊記念館	
12	白虎隊伝承史学館	
13	会津慶山焼	陶芸
14	漆芸福文	蒔絵
15	小澤蠟燭店	絵ろうそく絵付
16	御蒔絵やまうち	蒔絵
17	がぶりガーデン	フルーツ狩り
18	漆器工芸鈴武	蒔絵
19	鈴善漆器店	蒔絵
20	鶴ヶ城会館	各種絵付
21	手作り体験広場 番匠	各種体験
22	ほしばん絵ろうそく店	絵ろうそく絵付
23	山形屋本店	絵ろうそく絵付
24	山田民芸工房	各種体験

No.	対象施設	備考
25	笑 美	各種体験
26	会津料理 鶴井筒	食事
27	え び や	食事
28	桐 屋	食事
29	桜 鍋 吉 し 多	食事
30	渋 川 問 屋	食事
31	田 季 野	食事
32	田 事	食事
33	鶴ヶ岡茶寮	食事
34	鶴 我	食事
35	中 島 会 館	食事
36	満 田 屋	食事
37	パティスリー Ar	
38	会 津 葵	
39	会 津 松 本	
40	柏 屋	
41	幸 泉	
42	白 木 屋	
43	関 漆 器 店	
44	太 郎 庵	
45	長 門 屋	
46	松 本 屋	
47	松 良	
48		